

介護老人福祉施設くやはら ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針等

(目的)

第1条 社会福祉法人久仁会が運営する指定介護老人福祉施設くやはらが行うユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び運営に関する事項を定め、施設でユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる職員が、利用者に対し、適正なユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 職員は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(利用定員)

第3条 利用定員は5名とする。

2 ユニット数及びユニットごとの利用定員は次の各号に掲げるとおりとする。

- | | |
|---------------|--------|
| 一 ユニット数 | 5 ユニット |
| 二 ユニットごとの利用定員 | 1名 |

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数)

第4条 職員は、指定介護老人福祉施設くやはらの職員と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 施設長	1名
二 事務員	1名以上
三 生活相談員	1名以上
四 介護職員	36名以上
五 看護職員	4名以上
六 機能訓練指導員	1名
七 嘔吐医師	1名
八 管理栄養士	1名以上

(職務)

第5条 職員の職務内容は次のとおりとする。

一 施設長

施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

施設長に事故あるときはあらかじめ理事長が定めた職員が施設長の職務を代行する。

二 事務員

施設の庶務及び会計事務に従事する。

三 生活相談員

入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

四 介護職員

入居者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

五 看護職員

医師の診療補助、及び医師の指示を受けて入居者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。

六 機能訓練指導員

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

七 嘱託医師

入居者の健康管理、療養上の指導及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

八 管理栄養士

入居者に提供する食事の管理、入居者の栄養指導に従事する。

第3章 サービス利用に当たっての留意事項

(内容及び手続きの説明及び同意等)

第6条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、正当な理由なくユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を拒んではならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格の確認)

第7条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定等の有無及び要支援認定等の有効期間を確かめるものとする。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、ユニット型指

定介護予防短期入所生活介護を提供するように努めるものとする。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第8条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、要支援認定を受けていない利用申込者に対しては要支援認定の申請の有無を確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、要支援認定の更新申請が遅くとも前項の有効期間満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第9条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の開始及び終了)

第10条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障があるものを対象に、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(サービスの提供の記録)

第11条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法によりその情報を利用者に対して提供するものとする。

第4章 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針)

第12条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、自らその提供するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図るものとする。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護は、利用者がその有する能力に応じて、自らの生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行わなければならない。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行わなければならない。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行わなければならない。
- 6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者が生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針)

第13条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の方針は、第2条に規定する運営の方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるものとする。

- 一 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- 二 施設長は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成するものとする。
- 三 介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。
- 四 施設長は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。
- 五 施設長は、介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付するものとする。
- 六 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- 七 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを中心とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(介護)

第14条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、次の各号に掲げる事項を適切な技術をもって行うものとする。

- 一 日常生活における家事を、利用者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切な支援

- 二 適切な方法による入浴の機会の提供（入浴がさせられないときは清拭）
- 三 排泄の自立についての必要な支援
- 四 おむつを使用せざるを得ない利用者について排泄の自立を図りつつ、そのおむつの適切な取り替え
- 五 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援

（食事の提供）

- 第15条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供するものとする。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うものとする。
 - 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。
 - 4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援するものとする。

（機能訓練）

- 第16条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うものとする。

（健康管理）

- 第17条 医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。
- 2 職員は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(相談及び援助)

第18条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(その他のサービスの提供)

第19条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

(利用料等の受領)

第20条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当するユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から 利用料の一部として、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

- 一 食事の提供に要する費用
- 二 滞在に要する費用
- 三 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 四 通常の送迎の実施地域を超えて行う送迎の費用
- 五 理美容代
- 六 その他ユニット型指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの

3 前項第六号に規定する便宜の具体的な内容及び前項各号に掲げる事項の具体的な費

- 用については、施設長が別に定める。
- 4 第2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書により説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
 - 5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しないユニット型指定介護予防短期入所生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したユニット型指定介護予防短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第21条 前条第2項第四号に規定する通常の送迎の実施地域は、沼田市内の区域とする。

第5章 緊急時の対応

(緊急時の対応)

第22条 施設は緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法、曜日や時間帯ごとの配置医師との連携方法や診察を依頼するタイミング等、利用者の病状の急変等に備えるための対応方針を定める。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第23条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

第7章 その他運営に関する重要事項

(利用者に関する市町村への通知)

第24条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防

短期入所生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してそれを市町村に通知するものとする。

- 一 正当な理由なしにユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用に関する指示に従わぬことにより、要支援状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第25条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供できるよう、職員の勤務体制を定めておくものとする。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の職員によってユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(衛生管理等)

第26条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

(掲示)

第27条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力病院、利用料、苦情解決の手順その他のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示するものとする。

(秘密の保持等)

第28条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を

漏らしてはならない。このことは、退職者についても同様であるものとする。退職者に対する秘密の保持に関する措置については、別に定める。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

(苦情等への対応)

第29条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、提供したユニット型指定介護予防短期入所生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者及びその家族からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

(地域等との連携)

第30条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第31条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠

償を速やかに行うものとする。

(記録の整備)

第32条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- 一 介護予防短期入所生活介護計画
- 二 第11条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 第12条第7項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 第24条に規定する市町村への通知に係る記録
- 五 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- 六 第31条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

第7章 雜 則

(改正)

第33条 この規程の改正は理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年11月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年10月1日から施行する。

別表（第19条関係）

1 食費・居住費の費用

(1) 介護保険負担限度額認定者以外

料金の種類	金額	備考
食事の提供に要する費用	1,530円／日 (朝食410円、昼食510円、夕食610円)	
居住に要する費用	ユニット型個室 2,006円／日	

(2) 介護保険負担限度額認定者

料金の種類	金額	備考
食事の提供に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 300円／日	
	第2段階認定者 390円／日	
	第3段階認定者 650円／日	
居住に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 ユニット型個室 820円／日	
	第2段階認定者 ユニット型個室 820円／日	
	第3段階認定者 ユニット型個室 1,310円／日	

2 ユニット型指定短期入所生活介護サービス費

区分	項目	金額	備考
基本	要支援1	514円／日	
	要支援2	638円／日	
加算	サービス提供体制加算I	18円／日	
	送迎加算	184円／片道	
	療養食加算	6円／回	
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円／日	
	生活機能向上連携加算	200円／月	
	認知症専門ケア加算（I）	3円／日	
	処遇改善加算I		介護保険料×8.3%

上記の金額は介護保険自己負担割合1割の場合の金額です。2割負担の場合、2倍の金額、3割負担の場合は3倍の金額となります。

3 その他の費用

料金の種類	金額
特別な食事の費用	実費（利用者の希望によります）
理美容代	実費
レクリエーション・クラブ活動	材料費等の実費徴収の場合あります
複写物の交付	1枚につき10円
その他	日常生活上必要となる諸費用実費